

特定特殊自動車排出ガスの規制等に関する法律案について

特殊自動車の使用による大気汚染の防止を図り、国民の健康を保護するとともに生活環境を保全するため、これまで未規制であった公道を走行しないオフロード特殊自動車に対する排出ガス規制を新たに行う。

特殊自動車に対する排出ガス対策の現状と課題：

現状

特殊自動車のうち公道を走行するもの(オンロード車)：道路運送車両法により規制
〔自動車全体の排出量に占める割合 窒素酸化物 約7.3% 粒子状物質 約3.2%〕

特殊自動車のうち公道を走行しないもの(オフロード車)：未規制

〔自動車全体の排出量に占める割合 窒素酸化物 約25.1% 粒子状物質 約11.8%〕

(注) 排出ガスの排出量で比較した場合

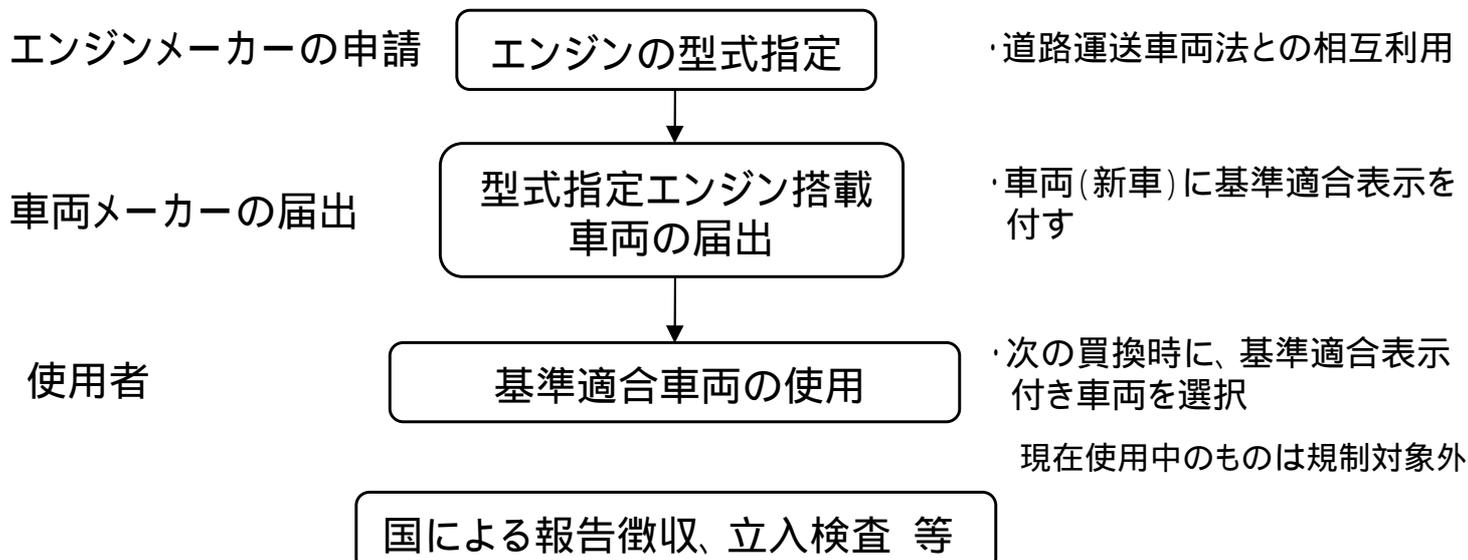
課題：

- ・2006年より段階的に排出ガス規制を強化。排出ガス対策に係る費用が上昇。
- ・未規制のオフロード車の排出ガス対策が十分に行われなくなるおそれ。



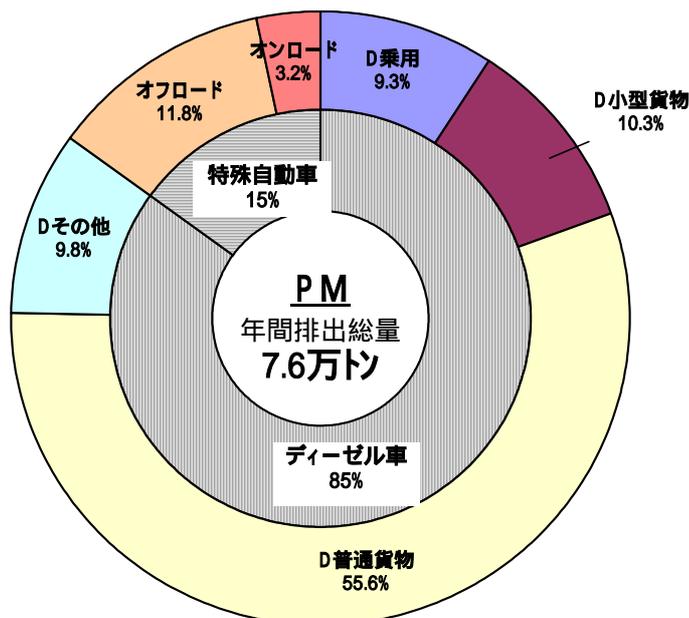
オフロード車に対する排出ガス対策を実施する必要性大

オフロード車に対する規制の枠組み概要

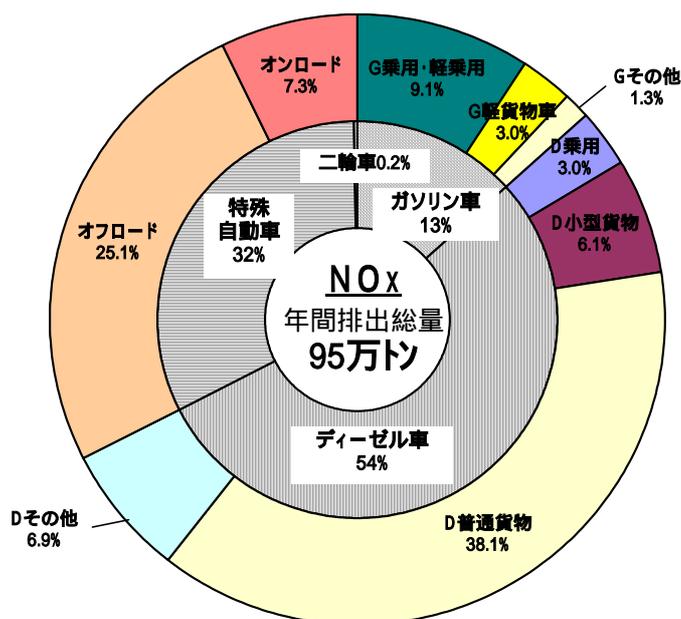


1. 自動車排出ガスの車種別排出総量の推計
平成12年度の排出総量

自動車からの車種別粒子状物質(PM)排出総量(平成12年度)



自動車からの車種別窒素酸化物(NOx)排出総量(平成12年度)



注) G はガソリン自動車、D はディーゼル自動車を表す。

(環境省により推計)

2. 台数(平成12年度)

ガソリン車	乗用・軽乗用	約 4670 万台	約 59.6 %
	軽貨物車	約 920 万台	約 11.7 %
	その他	約 240 万台	約 3.1 %
ディーゼル車	乗用車	約 460 万台	約 5.8 %
	小型貨物車	約 360 万台	約 4.6 %
	普通貨物車	約 260 万台	約 3.3 %
	その他	約 120 万台	約 1.5 %
特殊自動車	オフロード	約 130 万台	約 1.7 %
	オンロード	約 390 万台	約 4.9 %
二輪車		約 300 万台	約 3.8 %
合計		約 7900 万台	100%

注) 従前の資料でオフロード特殊自動車を過大に見積もったものがあったが、精査により台数を変更している。

注) 四捨五入により合計が合わない。

特殊自動車の種類(例)

産業用



フォークリフト

建設用



バックホウ
(ホイール型)



ブルドーザ



クローラクレーン



バックホウ
(クローラ型)



トラクタショベル
(ホイール型)



トラクタショベル
(クローラ型)



ホイールクレーン
(ラフテレーンクレーン)

農業用



刈り取り脱穀作業用自動車
(通称・コンバイン)



農耕用トラクタ

注1) :公道を走行するものは規制済み

注2) 農業用には、自動車に該当しないものもあり